

資料2 パブリックコメント集約意見及び回答【平成27年度第4回環境審議会】

- 実施期間 平成28年1月4日(月)～2月3日(水)
- 提出数 1名

番号	担当課	計画案の該当箇所	ご意見の概要(基本は原文どおり)	市の考え方	意見者	計画への反映
1	環境首都推進課	全般	多くの市民の皆さんのご尽力により、今日の『環境首都安城』の環境活動が成り立っており、活動を牽引されている皆さんに対し、尊敬と感謝の念に堪えません。このような経緯の中で、計画(案)は、更に意欲的な内容に仕上がっていると思います。	—	①	—
2	環境首都推進課	目次 ■協働プロジェクトについて	市民参加のワークショップで検討された内容がほぼそのままの姿で計画に反映され、その施策を市民自らが推進しようとする活動は、素晴らしい内容であり、他市に誇れる取り組みであると思います。但し、これまでにない取り組みであるため、計画を策定したら終わりではなく、この取り組みは市民と行政が協働で推進する施策であると思いますので、しっかりと活動をフォローされ、目標を達成できるような体制を整えられることを提言します。	協働プロジェクトについては、「第5章 計画の推進と進行管理」に記載がありますとおり、協働による推進体制を整備し、その活動を支援していきたいと考えています。	①	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
3	環境首都推進課	【P5】 第2章 計画の体系 2.1 基本目標 基本目標1 低炭素なまちをつくる	更に飛躍した活動を目指すためには、「安城市環境アドバイザー制度」や「認定特定非営利活動法人地球温暖化対策地域協議会エコネットあんじょう」のあり方の再見直しが必要ではないかと思ひます。もちろん、現在の活動内容でも他市の内容と比べれば非常に高い水準にあるとは思ひますが、それぞれの制度や活動内容を活性化するためには、常に新しい市民の皆さんの参画が欠かせません。	【一部内容が6と重複するため、6と合わせて回答】	①	
4	環境首都推進課	【P10】 第3章 地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 【P16】 第4章 基本的施策 4.2低炭素なまちをつくる	環境政策の推進には、「エコネットあんじょう」は欠くことのできない団体と思ひます。このため、「基本目標1 低炭素なまちをつくる」への取り組みの中の、例えば、「施策1113(省エネルギー効果の情報提供)」、「1213(次世代自動車の啓発)」、「1221(自転車利用のきっかけづくり)」、「1231(公共交通の利用促進)」等は「認定特定非営利活動法人 地球温暖化対策地域協議会 エコネットあんじょう」が担う役割があるのではないかとと思ひますので、協働で推進することを提言します。	地球温暖化対策をはじめ、環境政策については、「第5章 計画の推進と進行管理」に記載がありますとおり、認定特定非営利法人地球温暖化対策地域協議会エコネットあんじょうなど市民団体と連携して推進していきたいと考えています。	①	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
5	市民安全課	【P22】 第4章 基本的施策 4.1低炭素なまちをつくる (2)適切な交通手段の選択 ②自転車の利用促進	自転車利用の促進にあたっては、「歩行者や自転車利用の安全確保」と「歩行者や自動車運転者や自転車利用者のマナーと運転スキルの向上」も欠かすことができません。このためには、上記の担当課だけでなく、関連各課の協力、特に、市民安全課の積極的な取り組み(例えば、こども自転車教室や緑道の運転マナー指導の協働開催等)が欠かせませんので、環境基本計画(案)に文言として反映する内容では無いかもしれませんが、提言します。	計画では、低炭素なまちづくりに主眼を置き、自転車の利用促進に関する施策を位置付けています。このため、交通安全施策は記載していませんが、関連する内容である自転車走行上のルールをコラムとして掲載しています。市として、自転車利用者等のマナー向上や自転車の安全利用などを目的とした施策は継続して実施、推進していきたいと考えています。	①	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。
6	環境首都推進課	【P56】 第4章 基本的施策 4.4市民みんなが行動するまちをつくる (1)次世代につなぐ人づくり ①環境学習の推進 【P58】 第4章 基本的施策 4.4市民みんなが行動するまちをつくる (2)参加と協働の推進 ①多様な主体による環境活動の推進	第7次安城市総合計画の策定から10年が経過する中で、更に飛躍した活動を目指すためには、「安城市環境アドバイザー制度」のあり方の再見直しが必要ではないかと思ひます。現在の活動内容でも他市の内容と比べれば非常に高い水準にあるとは思ひますが、環境アドバイザー制度や活動内容を活性化するためには、常に新しい市民の参画が欠かせません。「安城市環境アドバイザー」の養成、登録条件、組織化、活動支援、特に謝礼等の見直しを、市民参加と協働の視点から、類似の制度との整合性やバランスを取って実施することを提言します。	計画では、基本目標4の基本的施策「多様な主体による環境活動の推進」の中で、環境アドバイザー制度の活用や市民団体(認定特定非営利法人地球温暖化対策地域協議会エコネットあんじょうなど)との協働について記載しています。制度等の見直しに関しては、施策として計画に記載しませんが、必要に応じて実施しなければならないと考えています。	①	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。